

第 1 3 回 首 都 高 速 道 路 債 券 発 行 要 項

1. 債 券 の 名 称 第 1 3 回 首 都 高 速 道 路 債 券
2. 債 券 の 総 額 金 250 億 円
3. 各 債 券 の 金 額 1,000 万 円 及 び 1 億 円 の 2 種 と す る。
4. 債 券 の 形 式 無 記 名 式 利 札 付 に 限 る も の と し、そ の 分 割 又 は 併 合 は し な い。
5. 利 率 年 1 . 4 8 パ ー セ ン ト
6. 発 行 価 額 額 面 100 円 に つ き 金 9 9 円 9 3 銭
7. 償 還 金 額 額 面 100 円 に つ き 金 100 円
8. 償 還 の 方 法 及 び 期 限
 - (1) 本 債 券 の 元 金 は、平 成 27 年 3 月 20 日 に そ の 全 額 を 償 還 す る。
 - (2) 本 債 券 を 償 還 す べ き 日 (以 下 「 償 還 期 日 」 と い う 。) が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、そ の 支 払 は 前 日 に 繰 り 上 げ る。
 - (3) 本 債 券 の 買 入 消 却 は、い つ で も す る こ と が で き る。
9. 利 息 支 払 の 方 法 及 び 期 限
 - (1) 本 債 券 の 利 息 は、発 行 日 の 翌 日 か ら 償 還 期 日 ま で 付 し、平 成 17 年 9 月 20 日 を 第 1 回 の 支 払 期 日 と し て そ の 日 ま で の 分 を 支 払 い、そ の 後 毎 年 3 月 20 日 及 び 9 月 20 日 の 2 回 に 各 そ の 日 ま で の 前 半 箇 年 分 を 支 払 う。
 - (2) 発 行 日 の 翌 日 か ら 平 成 17 年 9 月 20 日 ま で の 期 間 に つ き 利 息 を 計 算 す る と き 及 び 償 還 の 場 合 に 半 箇 年 に 満 た な い 利 息 を 支 払 う と き は、半 箇 年 の 日 割 を も っ て 計 算 す る。
 - (3) 利 息 を 支 払 う べ き 日 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、そ の 支 払 は 前 日 に 繰 り 上 げ る。
 - (4) 償 還 期 日 後 は、利 息 を 付 さ な い。
10. 担 保
本 債 券 の 債 権 者 は、首 都 高 速 道 路 公 団 法 の 定 め る と ころ に よ り、首 都 高 速 道 路 公 団 (以 下 「 公 団 」 と い う 。) の 財 産 に つ い て、他 の 債 権 者 に 先 だ っ て 自 己 の 債 権 の 弁 済 を 受 け る 権 利 を 有 す る。
11. 募 集 の 受 託 会 社
 - (1) 首 都 高 速 道 路 公 団 法 第 37 条 第 6 項 に 基 づ く 本 債 券 の 募 集 の 受 託 会 社 (以 下 「 受 託 会 社 」 と い う 。) は 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 と す る。
 - (2) 受 託 会 社 は、本 債 券 の 債 権 者 の た め に 本 債 券 に 基 づ く 支 払 の 弁 済 を 受 け、又 は 本 債 券 に 基 づ く 本 債 券 の 債 権 者 の 権 利 の 実 現 を 保 全 す る た め に 必 要 な 一 切 の 裁 判 上 又 は 裁 判 外 の 行 為 を な す 権 限 を 有 す る。
 - (3) 受 託 会 社 は、前 号 の 他、法 令 並 び に 公 団 と 受 託 会 社 と の 間 の 平 成 17 年 4 月 13 日 付 募 集 委 託 契 約 証 書 (以 下 「 委 託 契 約 」 と い う 。) に 定 め る 権 限 及 び 義 務 を 有 す る。

12. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公団が本要項第 8 項又は第 9 項の規定に違背したとき。ただし、5 営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、この限りでない。
- (2) 公団が、本債券以外の首都高速道路債券又は借入金債務について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(円貨換算後)が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3) 法令により、公団が解散することが決定しかつ本債券の債務を承継する者が定められないことが確実となったとき。
- (4) 公団に倒産処理手続又はそれに類した手続に係る法律が適用され、当該法律に基づき、公団に対して倒産処理手続又はそれに類した手続が開始されたとき。

13. 元 利 金 支 払 場 所

株式会社三井住友銀行本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部並びに札幌、仙台、千葉、大宮、横浜、新潟、長野、静岡、名古屋、京都、岡山、広島、高松、北九州、福岡及び鹿児島各支店
野村證券株式会社本店及び大阪支店
みずほ証券株式会社本店

14. 債 券 の 喪 失

- (1) 債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を公団に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、公団は代わり債券をその者に交付することができる。
- (2) 債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、支払期日が到来したのものに対しては、その利息を支払う。
- (3) 債券をき損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。

15. 代わり債券の交付の費用

公団は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。

16. 欠 缺 利 札 の 取 扱 い

- (1) 本債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、すでに支払期日が到来した利札については、この限りでない。
- (2) 前号の利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、公団は、これに応じるものとする。

17. 公 告 の 方 法

本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に

別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載する。ただし、受託会社が本債券の債権者のために必要でないと認められた場合は、新聞紙への掲載を省略することができる。

18. 本要項及び委託契約の公示方法

本要項及び委託契約の謄本は公団及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供する。

19. 本要項の変更

- (1) 公団は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議の上、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、公団はその内容を公告する。ただし、公団と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

20. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、債権者の利害に重大な関係を有する事項について決議をなすことを要する場合に、公団又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも 3 週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の 10 分の 1 以上にあたる本債券の債権者は、その保有する本債券を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

21. 申 込 期 日 平成 17 年 4 月 13 日

22. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第 24 項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

23. 払 込 期 日 平成 17 年 4 月 26 日

24. 引受並びに募集の取扱者

野村証券株式会社（代表）

みずほ証券株式会社

25. 登 録 機 関 株式会社三井住友銀行